

令和2年 第8回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和2年8月25日	開会場所	ふじみ野市役所3階A302会議室		
開会の日時	開 会	令和2年8月25日	午後1時30分	議 長	
及び宣告者	閉 会	令和2年8月25日	午後2時 4分	議 長	
議 長	新 井 良 司				
No.	氏 名	出欠	No.	氏 名	出欠
1	粕 谷 雄 一	出	10	有 山 茂 幸	欠
2	久保田 清	出	11	岸 勇	出
3	駒 井 一 正	出	12	高 野 喜 好	欠
4	早 川 英 希	欠	13	浅 海 伊佐男	欠
5	嶋 田 利 行	出	14	新 井 良 司	出
6	鈴 木 智 之	出	15	柳 川 嗣 於(最)	出
7	富 田 博 明	欠	16	塩 野 和 義(最)	出
8	星 野 秀 雄	欠	17	宮 寺 康 夫(最)	欠
9	原 田 宏 美	出			
出席者数	農 業 委 員 定 数 14名		出席者		8名
	農地利用最適化推進委員 定数 3名		出席者		2名
議 事 参 与 (説 明 者)			書 記		
本 橋 直 人					
松 田 薫 樹					
飯 塚 勝 貴					
寒 竹 由 起 子					

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和2年8月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和2年8月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所3階A302会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に2番・3番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第22号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
日程第4	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
日程第4	議長	<p>報告案件ですので、報告第22号について終了します。</p>
	議長	<p>日程第4、報告第23号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件4件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
日程第4	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第23号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、報告第24号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	2番委員	<p>小学校の敷地内で工事を行うのか。</p>
	事務局	<p>小学校敷地内の放課後児童クラブの建て替え工事を行いま</p>

<p>日程第6</p>	<p>議長 全委員 議長 議長 事務局</p>	<p>すが、新設する場所に隣接する擁壁が老朽化しているため、その建て替え工事を行うために、届出地を借りて工事用地として一時転用することが目的です。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第24号について終了します。</p> <p>日程第6 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は富士見市勝瀬在住で、現在は富士見市内を中心に12,960㎡の農地を所有しており、その内ふじみ野市内にも駒林字土橋に2,193㎡を所有する等、熱心に農業経営を行っており、3条申請の5,000㎡以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>今回は作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請です。</p> <p>受人の夫は富士見市農業委員を8年間務めていた方で、現在は主に農業経営に携わっています。</p> <p>また、受人長男夫妻はまだ本格的に農業に従事していませんが、特殊車両を運転する免許を取得済みで、将来的には農業経営を引き継ぐ予定です。</p> <p>申請地には購入後、2年位は緑肥作物を栽培して土づくりを行い、その後は枝豆、ブロッコリー等を作付けする計画です。</p> <p>受人は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p> <p>また、受人宅を訪問して、農業機械の所有状況について確認、経営状況についても聞き取りを行いました。</p>
-------------	--	--

日程第 7	議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	2 番委員	8 月 1 7 日に 3 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。 現地はきれいに耕運されていたので、特に問題は無いと思います。
	議 長	地元委員さんは何かありますか。
	6 番委員	現地報告のとおり、トラクターで耕運されていた状態です。 また、畑の一角に車が 2 台駐車していたので農協に確認すると、売買するまでには砂利を撤去して受人に引き渡す予定とのことでした。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし
	議 長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 1 6 号につきましては原案のとおり許可することに決定します。 議案第 1 6 号について終了します。
	議 長	日程第 7 議案第 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取消に関する件、1 件を議題とします。 案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
事 務 局	議案書朗読、説明。 5 月総会で転用目的は調剤薬局の申請で審議がされ、6 月 1 6 日付けで許可が下りた案件で、同じく 5 月総会に審議され 6 月 1 6 日付けで許可が下りた受人の夫が開業予定のクリニックに併設する調剤薬局として受人が開業する予定でした。	

<p>日程第 8</p>	<p>議 長 全 委 員 議 長 全 委 員 議 長 議 長 事 務 局</p>	<p>しかし、受人は東京都文京区で小学校 1 年生、幼稚園年少、1 歳の子供の 3 人の育児を行っていますが、コロナ禍の影響のため休校等により子供の在宅時間が増加しており、また夏休みの予定や学校行事も流動的な状況であり、実家は福井県なので両親が育児の面倒を見るのが難しい状況です。</p> <p>また、受人夫は現在、別の病院で発熱外来を担当しており、コロナ感染者の患者も担当しているため、夫から家族内感染が起きた場合は調剤薬局の運営にも影響が出る可能性があるため、夫と協議した結果、5 条申請許可を取り消すことにしました。</p> <p>なお、夫はクリニックの開業には近くに薬局が開業するのが望ましく、他に薬局の開業ができる方をお願いしたいと考えており、既に事業計画を継承される方は見付かっているとのことです。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第 17 号の案件につきましては原案のとおり県知事に進達します。</p> <p>議案第 17 号について終了します。</p> <p>日程第 8、議案第 18 号 農用地利用集積計画の利用権設定について、1 件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>借人は受人から相対で農業用ハウスを借りて花卉の栽培を</p>
--------------	--	--

日程第 9	議 長	行っていましたが、将来的にも借り続ける予定のため、農地利用集積計画の利用権設定を 10 年の期間で設定するための申請です。
	3 番委員	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	議 長	8 月 17 日に 2 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。
	11 番委員	農業用ハウスはきれいに管理され農業経営を行っているので、特に問題は無いと思います。
	議 長	地元委員さんは何かありますか。
	全 委 員	借人は貸人の亡くなった息子の妻の実家です。
	議 長	息子の妻も農業経営に携わっており、農業用ハウスの周りは除草し管理され、ハウスでは花卉の栽培が行われています。
	全 委 員	質疑はありますか。
	議 長	なし
	議 長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
全 委 員	異議なし。	
議 長	異議なし賛成により、議案第 18 号の案件につきましては原案のとおり決定します。	
議 長	議案第 18 号について終了します。	
議 長	日程第 9、議案第 19 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 1 件を議題とします。	
事 務 局	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。	
	議案書朗読、説明。	
	生産緑地法では買取申出できる条件として、生産緑地に指定されてから 30 年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせ	

日程第 10	議 長	<p>る故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。</p> <p>今後の流れについて、主たる従事者証明について承認されると、買い取り申出者は市に対して買い取り申出を行い、市が公園及び緑地等として買い取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。</p> <p>この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。</p>
	2 番委員	<p>8月17日に3番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。</p>
	議 長	<p>畑は耕運されており特に問題は無いと思います。</p>
	5 番委員	<p>地元委員さんは何かありますか。</p>
	議 長	<p>現地はきれいに管理されているので問題は無いと思います。</p>
	全 委 員	<p>質疑はありますか。</p>
	議 長	<p>なし</p>
	全 委 員	<p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
	議 長	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。</p>
議 長	<p>議案第19号について終了します。</p>	
議 長	<p>日程第10、議案第20号、生産緑地取得斡旋についての件、1件を議題とします。</p>	
事 務 局	<p>案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>6月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。</p>	

	<p>議長 全委員 議長 議長</p>	<p>審議後に買い取り申出者は市に対して買い取り申出を行いましたが、市が買い取りを希望しないため、生産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>質疑が無ければ、9月8日までに生産緑地の買取希望申出がありましたら事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>議案第20号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和2年第8回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後2時4分)</p>
--	---------------------------------	--